

板橋区ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センター事業は、板橋区に住む育児の援助を行いたい方（援助会員）と援助を受けたい方（利用会員）が、お互いに助けたり助けられたりして子育てを相互援助する会員組織です。原則1対1でお子さんをお預かりする、地域のボランティアの方々の方々の支えにより成り立っている事業です。

<利用対象者>

生後43日から12歳までの子ども(小学校6年生の3月31日まで)

※利用会員のご登録は、お子様の出生後から可能です

<援助活動の内容>

●原則、保護者不在時の援助です。(職業として行うベビーシッターサービスとは異なります)

●原則、援助会員1人に対してお預かり可能なおさんは1人です。

※但し、援助会員が同意する場合、居宅内のお預かり活動で兄弟姉妹のケースに限り、区が定める手順を経て、1対2の援助活動を行える場合があります。

- 1 一時的な保育
- 2 保育園、幼稚園、小学校、あいキッズなどへの送迎
- 3 保育園などの開始時間までの預かり（会員の自宅などで保育）
- 4 保育園などの終了時間後の預かり（会員の自宅などで保育）
- 5 その他、習い事への送迎など

※ 以下の場合、援助活動を行えません。

- ・ 児童が病気の場合や感染症の疑いがある場合 ・ 児童の安全確保ができない場合
- ・ 長時間（原則4時間を超える）活動、宿泊を伴う活動 ・ 医療を伴う活動
- ・ 保護者または責任ある大人から大人へ引き渡しができない場合

※ 援助会員の活動状況により、希望に添えないこともあります。



<援助活動の時間>

利用会員が希望する時間で、援助会員が活動可能な時間。

※原則最長4時間まで（宿泊はできません）

<登録方法> ご利用には事前に利用会員の登録が必要です。

※利用会員にご登録の際は、区ホームページの「ファミリー・サポート・センター事業のQ&A」および「利用会員のみなさまへ」を必ずご確認ください。

※登録には申請者の本人確認資料を添付してください。

（運転免許証・マイナンバーカードの表面等いずれかの写し）

● 区ホームページから電子申請が可能です。

(<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/kosodate/azukeru/short/1004471.html>)

● 入会申込書の配布・受付（注：月曜日から金曜日 9：00～17：00 ※土日祝日、年末年始を除く）

- ・ 子ども家庭総合支援センター子育てサポート
- ・ 区役所保育サービス課（南館3階）
- ・ CAP'S（児童館）

● 郵送の場合は、下記「子育てサポート」まで送付してください。

（入会申込書は、区ホームページからも取得可能です）



<登録・問合せ先>

板橋区子ども家庭総合支援センター 子育てサポート

〒173-0001 板橋区本町2-4-17 電話5944-2381

受付時間：月曜日から金曜日 9：00～17：00（土日祝日、年末年始を除く）

<事前打合せ>

援助活動を行う前には、利用会員、対象児、援助会員による事前面談が必要です。

※事前打合せには事前打合せ金がかかります。（時間帯によって800円または900円）

※2回目以降の利用は、同じ対象児童、同じ活動内容であれば、直接、援助会員に申込みが可能です。

<謝礼金>

利用時間	1人 1時間	1人 30分以下	2人目 1時間	2人目 30分以下
月曜日～金曜日までの平日 9:00～17:00	800円	400円	400円	200円
土日・祝祭日・年末年始含む上記以外の時間	900円	450円	450円	250円

謝礼金の計算方法

- ◆1回の活動が1時間未満で終了した場合でも、1時間分の謝礼金になります。
- ◆利用時間が1時間を超え、超えた時間が30分以下のときは、0.5時間として計算します。
- ◆利用時間が1時間を超え、超えた時間が30分を超える時は、1時間として計算します。
- ◆0.5時間は、謝礼金単価の半額で計算します。
- ◆2人同時活動の場合の2人目の料金は半額となります。
※但し、同時活動2人目の30分以下の場合は、活動時間により200円または250円となります。
- ◆活動において交通費等がかかった場合は、その費用を利用会員に負担していただきます。
※公共交通機関の費用はIC料金ではなく通常料金で統一となります。）

<キャンセル料>

利用会員の都合により事前打合せ及び援助活動の前日午後9時以降にキャンセルした場合は、事前打合せや活動開始予定時間から1時間分の謝礼金(800円又は900円)を直接援助会員に支払うことになります。

<利用方法>

- 1 入会申込書を提出します
 - 2 区から「会員証」が郵送されます。（手続きに約2週間程度かかります）
 - 3 利用日が決まったら、「子育てサポート」にお電話で利用申込みしてください。
※利用希望日の1か月前から2週間前までの間にご連絡ください。
 - 4 援助可能な援助会員が見つかった場合、援助会員をご紹介します。（ご希望に添えない場合もございます）
必ず活動前に事前打合せが必要です。援助会員さん、利用会員さん、対象のお子さんの3者で事前打合せを行ってください。（事前打合せ終了後に事前打合せ金をお支払いください）
 - 5 事前打合せで確認した内容に基づき、援助活動を行います。
（援助活動終了後、直接援助会員に謝礼金をお支払いください）
 - 6 再度、同じ活動内容、同じ対象児でご利用の場合は直接、援助会員にご連絡してください。
- ※ 住所変更や援助を必要とするお子さんの追加などは、「子育てサポート」にご連絡ください。

<補償保険について>

援助活動中の事故などに備え、区で補償保険に加入しています。

※ 詳細は、「利用会員のみなさまへ」をご確認ください。

<利用申込先>

板橋区子ども家庭総合支援センター 子育てサポート

〒173-0001 板橋区本町24-17 電話5944-2381

受付時間：月曜日から金曜日 9:00～17:00（土日祝日、年末年始を除く）